

# 顕彰及び表彰規程 運用規則（顕彰及び表彰等）

## 【抜粋】

### （目的）

第1条 この運用規則は顕彰及び表彰規程第3条第2項に基づき、顕彰及び表彰等（安全衛生表彰を除く）の実施に必要な事項を定め、制度の円滑な運用を図ることを目的とする。

### （表彰の推薦基準）

第2条 表彰の推薦基準は、次の通りとし各号いずれの項目に該当しなければならない。

- (1) 優良事業所表彰の推薦基準は、原則として産業廃棄物処理業創業（産業廃棄物処理業の許可取得）後10年以上であること。
- (2) 優良従事者表彰の推薦基準は、原則として産業廃棄物処理事業における勤続年数が20年以上（東京都外の事業所における勤続年数も含む。）であり、かつ、年齢が40歳以上であること。ただし、推薦時に、東京都外の事業所に勤務している者は表彰の対象外とするが、正会員が当該事業所の所在地における公益社団法人全国産業資源循環連合会の正会員協会に入会していない場合には、この限りでない。
- (3) 功労者表彰の推薦基準は、原則として産業廃棄物処理事業における勤続年数が20年以上又は本協会の役員等の経歴が10年以上であり、かつ、年齢が45歳以上であること。役員等とは、役員並びに委員会及び部会の運営に携わる者をいう。
- (4) 『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』、『道路交通法』に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受ける事がなくなった日から5年を経過しない者は、表彰の対象外とする。

### （表彰の推薦手続き）

第3条 表彰の推薦手続きは、次の通りとする。

- (1) 優良従事者表彰の推薦手続きは、正会員が行うものとし、所定の推薦書を指定する日までに本協会事務局に提出するものとする。
- (2) 優良従事者の推薦については、正会員1社あたり1名とする。
- (3) 優良事業所表彰及び功労者表彰の推薦は、会長が行うものとする。

### （顕彰及び表彰等の選考及び決定）

第4条 顕彰及び表彰等の選考は、推薦書その他の選考書類をもとに常任理事会において行う。

### （公益社団法人全国産業資源循環連合会表彰への推薦）

第6条 本協会では表彰を受けた優良事業所、優良従事者及び功労者の中から、常任理事会において候補者を選出し、連合会関東地域協議会での協議・調整の結果に基づき、翌年度以降行われる公益社団法人全国産業資源循環連合会表彰に推薦するものとする。

附則 4 この運用規則は、令和2年11月11日から改正施行する。